

空き家・空き地の所有者・管理者の皆さんへ ～適正な管理にご協力をお願いします～

最近、適正な管理が行われていない空き家、空き地が増えています。
空き家・空き地でブロック塀や庭木が倒れたりして、近隣の住民や通行人などに被害を及ぼした場合、所有者・管理者は損害賠償などを求められることがありますので、特に次のことに注意しましょう。



草	木	雑草・庭木などが隣地や道路にはみ出していないか定期的に点検し、せん定・除草しましょう。
害	虫	ハチ・蚊・ネズミなどの発生の予防・駆除を行いましょう。
屋	根・壁	屋根の剥がれ、壁のひび、雨漏りなどがいないか点検し、傷みがあれば補修しましょう。
カビ・腐朽		カビの発生や柱が腐るのを予防するため、月1回程度の通風・換気を行いましょう。
不審者・ごみ		玄関ドア、窓、門などの施錠をして、不審者の侵入や、ごみの不法投棄を予防しましょう。

問合せ 町民生活課(③番窓口) ☎62-1232

全国一斉「こどもの人権相談」 強化週間の実施

さいたま地方法務局と埼玉県人権擁護委員連合会は、子どもをめぐるさまざまな人権問題へ取り組むため、全国一斉「こどもの人権相談」強化週間として、通常の受付時間を延長するなどし、1人でも多くの子どもたちから専用相談電話による相談を受け付けます。

期 間 8月23日(水)～29日(火)
時 間 午前8時30分～午後7時
電話番号 0120-007-110(全国共通・無料)
(IP電話からは接続できません。)
相談担当者 法務局職員、埼玉県人権擁護委員連合会
子ども人権委員会委員
(秘密は厳守します。)

問合せ さいたま地方法務局人権擁護課
☎048-851-1000

人権尊重社会をめざす 県民運動強化月間

「人権尊重社会をめざす県民運動」は、人権課題への理解を深め、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現に向けて、企業や民間団体、市町村を含めた県民で取り組む運動です。

人権啓発イベント 「ヒューマンフェスタオンライン2023」

オンラインで人権啓発イベントを開催します。

期 間 8月1日(火)～9月30日(土)
テーマ インターネット上の誹謗中傷
内 容 人権メッセージ動画、人権啓発クイズ



問合せ 県人権・男女共同参画課
☎048-830-2255